

資料 1

鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について

中間報告に向けた経過報告

(案)

朱書き箇所：修正及び追記

平成 22 年 8 月

鳥取市校区審議会（第 10 期）

目 次

1	はじめに	1
2	鳥取市の子どもたちの将来像	2
3	鳥取市の現状	3
4	学校配置及び校区設定の方向性	4
	(1) 標準規模について	4
	(2) 通学に関する基準について	5
	(3) 適正配置について	7
5	後期後半における「校区別の検討」に向けて	9
6	今後のスケジュール	10
7	参考資料	
	(1) 諮問	11
	(2) 第10期鳥取市校区審議会の審議経過	12
	(3) 審議の際に参照した資料の一覧	13
	①第1回校区審議会資料	14
	②第2回校区審議会資料	22
	③第3回校区審議会資料	26
	④第4回校区審議会資料	31
	⑤第5回校区審議会資料	35
	⑥第6回校区審議会資料	37

1. はじめに

今日、少子高齢化や核家族化、都市化、情報化の進展など、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきている。教育行政においては、地方が知恵をしぼり、地元が持つ資源を最大限に生かしながら、それぞれの地域にあった教育を目指していく時代を迎えている。こうした時代を背景に、心身ともに健やかな子どもを育み、鳥取市の明日を担う人材を育成することは、市民共通の願いである。

こうした中で、人口流動とともに児童生徒数も流動し、学校の小規模化と大規模化の両極が見られ、教育効果の向上と教育環境の整備を図る上で、学校の適正配置や校区の設定が大きな課題となっている。

鳥取市校区審議会（第10期）（以下、「第10期校区審」とする）は、平成21年8月24日に発足するとともに、鳥取市教育委員会から「鳥取市立小・中学校の学校設置及び校区の設定について」（発教学第332号）の諮問を受けた。

第10期校区審は、平成18年12月策定の「鳥取市校区再編基本構想（計画期間8年間）」によると、第9期校区審が扱った前期3年間（平成18～20年度）に引き続く、後期5年間（平成21～25年度）の一環に位置づく。すなわち、後期前半（平成21～22年度）においては「基本的事項」をまず審議し、後期後半（平成23～25年度）における「校区別の検討」に繋ぐ役割を負っている。

そこで、「鳥取市立小・中学校の学校設置及び校区の設定について」の「基本的事項」に関して、「標準規模」「通学に関する基準」「適正配置」の3つを検討事項に定め、これまで5回にわたり精力的に検討してきた。そして、ここに「中間報告」を取りまとめるに至った。

2. 鳥取市の子どもたちの将来像

鳥取市では、平成18年3月に策定された「第8次鳥取市総合計画」の基本理念に基づき、未来を担うひとづくりのために、本市の教育の進むべき方向を示す鳥取市教育ビジョン「めざす子ども像」が平成21年4月に策定された。

「ふるさと」を教育活動の根っこに据え、多様な体験や経験に支えられた豊かな人間性・社会性を「ふるさと」鳥取の中で培っていく教育が必要であり、また「ひとづくりは教育から」という視点に立ち、基礎基本をしっかりと教え、子どもたちの学ぶ意欲を育てることが、学校に課せられた使命であり、重要である。そのような中で、学校の適正な配置や校区の設定は、子どもたちの教育環境を充実させるために重要な要素であり、本市の望ましい学校配置及び校区の設定を考えていかなければならない。

子どもたちにとってよりよい教育環境を創り、地域社会の一員としての自覚と誇りを持ち、自己実現に向け、たくましく自立して豊かに生きる「ふるさとを思い 志をもつ子」の育成を目指す。

図1



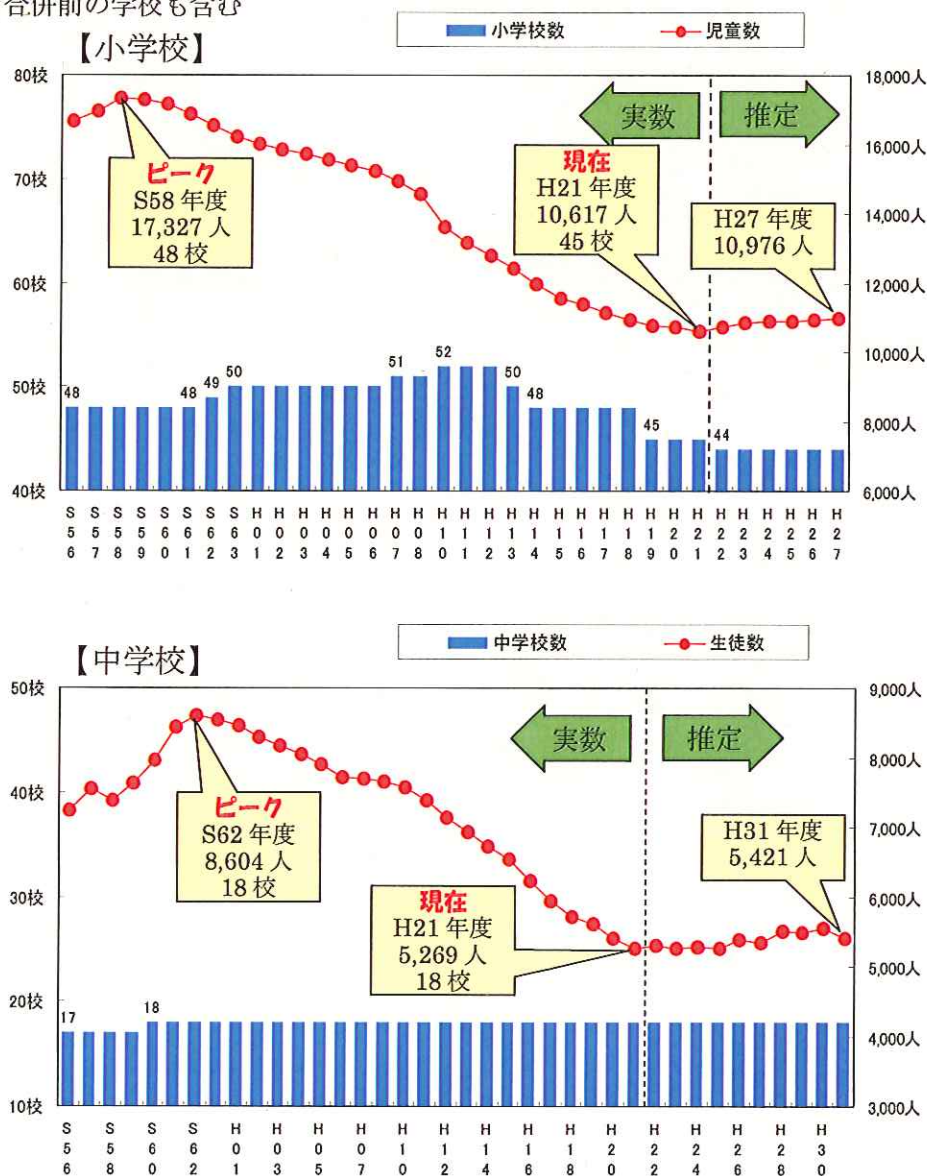
3. 鳥取市の現状

鳥取市の児童生徒数は、近年の少子化或いは人口の流動化により、全般的に見て、中心市街地や中山間地の学校で減少し、宅地開発などにより郊外の住宅地では増加する傾向にあったが、極端な増減はなく横ばい傾向にあり、今後も同じように推移する予測となっている。

昭和49年以降の調査によれば、小学校の児童数は昭和58年度の17,327人、327人、中学校の生徒は昭和62年度の8,604人をピークに徐々に減少し、平成21年度で小学校は44校(45校舎)、児童10,617人、中学校は18校、生徒5,269人となり、一クラスあたりの平均数は小学校児童が24人、中学校生徒が26人となっている。

図2 《鳥取市の児童生徒数と学校数の推移》

※市町村合併前の学校も含む



4. 学校配置及び校区設定の方向性

本市の現状を見ると、児童生徒数は多少の流動はあるものの、横ばい傾向に推移している。しかし、**各地域を見ると、著しく減少、もしくは増加している状況**があり、児童生徒にとってよりよい教育環境を創るため、適正な学校配置及び校区設定がされているか検討する必要がある。

本審議会では、「鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について」の「基本的事項」に関して、「標準規模」「通学に関する基準」「適正配置」の3つを検討事項に定め、これまで5回にわたって議論を進め、「中間報告」としてまとめた。

(1) 標準規模について

国における標準規模は、12学級から18学級であり、この規模が望ましいが、本市では、11学級以下の学校が半数以上の現状であることから、教育効果や人間関係力、地域との関わり等を考慮する。

また、学校規模によるメリット・デメリットを勘案し、小・中学校別に検討を行った結果、本市の標準規模は、小・中学校とも6学級から18学級**とする**ことが適当と考える。

《検討内容》

小 学 校	①国の標準は、12学級以上（1学年2学級）～18学級 ②学校規模による影響 <ul style="list-style-type: none"> ・11学級以下は、クラス替えができない学年が生じている ・複式学級規模の問題 ③メリット・デメリット <ul style="list-style-type: none"> ・学習面 ・生活面 ・学校運営面 ・PTA活動等 ④市街地と郊外で基準を分けて考えるべきか
中 学 校	①国の標準は、12学級以上（1学年4学級）～18学級 ②学校規模が、学習環境に与える影響 <ul style="list-style-type: none"> ・5学級以下は、クラス替えができない学年が生じている <ul style="list-style-type: none"> → 教科担任制、教員配置の問題 → 教員間の意見交換や切磋琢磨、複眼的研究、相互協力 ・大規模の施設・設備の利用問題 <ul style="list-style-type: none"> → 特別教室や体育館利用の制約 ③社会性を育む環境の必要性 ④部活動の選択 ⑤教科指導や選択学習、少人数指導の課題

表1 《規模別学級数》

		平成 22 年度			平成 27 年度推計		
小学校	学級数	～11	12～18	19～	～11	12～18	19～
	学校数	26 59.1%	17 38.6%	1 2.3%	30 68.2%	12 27.3%	2 4.5%
中学校	学級数	～11	12～18	19～	～11	12～18	19～
	学校数	12 66.6%	3 16.7%	3 16.7%	12 66.6%	5 27.8%	1 5.6%

学校数の下段は各年度における割合

※国における小中学校の標準学級数（学校教育法施行規則）：12 学級以上 18 学級以下

(2) 通学に関する基準について

通学区域について、国の規定である「小学校はおおむね 4 km、中学校はおおむね 6 km」をもとに、現在の子どもたちの通学の実情を踏まえた距離や時間を考えるとともに、通学時の安全性や手段も考慮して、検討する必要があると考える。

設定要素	内 容
① 距離と時間	<ul style="list-style-type: none"> ・国の通学距離の規定 (小学校：おおむね 4 km、中学校：おおむね 6 km) ・時間も併用し、1 時間以内で通学できる区域
② 安全性と手段	<ul style="list-style-type: none"> ・交通頻繁な道路、遮断機のない踏切、河川をまたぐ場合 ・道路幅員、歩道状況 ・遠距離通学における公共交通の利用やスクールバスの導入 ・徒歩通学における児童の成長・発達への影響

表2 《小学校通学最長距離・時間》

(単位：km、分)

学校名	徒 歩		バ ス		学校名	・ 徒 歩		バ ス	
	距離	時間	距離	時間		距離	時間	距離	時間
修 立	1.1	22			湖南学園	1.5	20	5.6	20
稲葉山	2.6	25	5.0	15	面 影	1.8	30		
岩 倉	1.7	25			米 里	2.5	40		
醇 風	1.7	20			津ノ井	2.1	30	3.1	30
富 桑	1.1	25			若葉台	1.5	20		
明 徳	0.7	20			浜 坂	2.2	30		
日 進	1.7	30			中ノ郷	1.5	25		
美 保	1.5	25			宮ノ下	2.2	30		
倉 田	2.8	30			国府東	2.0	30	13.6	30
美保南	1.8	45			福 部	2.6	35	7.2	20
久 松	2.2	40			河原第一	2.8	35	4.0	25
遷 喬	0.5	8			西 郷	2.1	30	4.0	7
城 北	2.3	40			散 岐	2.5	30	3.8	14
神 戸	2.7	40	5.9	20	用 瀬	2.0	25	6.3	10
美 和	3.2	50	4.8	15	佐 治	3.1	40	10.3	23
大 正	1.4	30	3.2	8	宝 木	2.0	25	4.3	20
東 郷	1.8	25	4.9	8	瑞 穂	3.0	45		
明 治	0.9	20	9.0	20	浜 村	3.0	50		
世 紀	3.3	50	6.1	15	逢 坂	2.7	45		
賀 露	2.5	40			鹿 野	2.5	40	7.6	25
湖 山	2.3	25			青谷(北)	2.1	40	9.3	35
末 恒	3.7	40			青谷(南)	2.0	20	6.0	15
湖山西	2.2	30							

(平成 21 年度)

表3 《中学校通学最長距離・時間》

(単位：km、分)

学校名	徒 歩		自 転 車		バ ス	
	距離	時間	距離	時間	距離	時間
東	2.1	30	2.7	20	5.0	10
西	1.6	33				
南	2.3	25	4.7	25	7.5	20
北	4.3	50				
江 山	1.3	15	5.0	30	12.2	30
高 草	3.0	40	6.0	30	15.0	45
湖 東	2.2	30	8.4	45	8.4	20
湖南学園	2.9	30	4.9	30	4.9	30
桜ヶ丘	2.2	30	4.5	30	4.5	25
中ノ郷	3.3	46				
国 府	1.7	30	3.7	10	14.4	30
福 部	2.0	30	5.6	40	11.0	25
河 原	1.8	20	8.2	60	8.0	30
用 瀬	1.0	15	6.0	20	6.0	20
佐 治	2.5	45			15.0	40
気 高	2.8	40	8.4	30		
鹿 野	1.0	15	7.6	60	7.6	25
青 谷	2.0	25	8.0	50	7.0	25

(平成 21 年度)

(3) 適正配置について

適正配置については、「標準規模」、「通学区域」の基準的な要素に加え、地域の特性や歴史、地域コミュニティ等の子どもたちと地域のつながりを考えるとともに、学校の施設改修計画も含めた総合的な観点から検討する必要があると考える。

(1) 基本的な指標	①学級規模 ②学級人数 ③通学距離・時間 ④通学の安全性と手段 ⑤地域の特性 ⑥地域コミュニティとの関係 ⑦歴史的な経緯 ⑧施設改修計画との整合
(2) 基本的な方法	①通学区域の変更 ②学校の統廃合 ③通学区域の弾力的運用 ④小中一貫校
(3) その他考慮する事項	①地元から要望のある地域 ②小規模化の進行が著しく、教育環境の確保のため早急な対応が必要な地域 ③市街地の小規模校が近接する場合

表4 《学校の役割》

①子どもの学びの場	義務教育施設として、学習の場としての機能
②子どもの遊び場	公園施設として、遊び場の機能
③地域文化・スポーツの活動拠点	施設の地域開放
④地域の交流・ コミュニティセンター	地域コミュニティの拠点
⑤災害時の避難場所	体育館・運動場

《参考》

図3は、平成22年5月1日現在における小学校中学校の実学級数別（特別支援学級を除く）の学校一覧である。

「12～18学級」を一応の標準規模とした上で、小学校は「6の倍数」、中学校は「3の倍数」を区切りとして、色分けを行っている。

平成22年度 学級数



1. 小学校の規模別学校数(実学級数:特別支援学級を含まない)

学級数	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	11学級	12学級	13学級	14学級	15学級	16学級	17学級	18学級	19学級	20学級	21学級	44
学校数	0	4	1	11	5	2	0	2	1	8	1	2	1	2	1	2	0	0	1	
		神戸	逢坂	遷養	修立	米里		日連	久松	龍鳳	岩倉	湖山	面影	浜坂	母紀	城北			美保	
		42	44	127	173	202		238	289	350	391	360	446	475	484	528			619	
		東郷		明徳	富桑	河原第一		浜村		福桑山		末恒		春葉台		美保南				
		32		139	144	195		252		275		402		461		509				
		明治		倉田	大正					眞登										
		35		104	133					295										
		瑞穂		美和	用瀬					津ノ井										
		47		138	164					265										
				湖南学園	鹿野					湖山西										
				94	176					309										
				国府東						中ノ郷										
				110						338										
				福部						宮ノ下										
				173						286										
				西郷						青谷										
				65						288										
				散岐																
				77																
				佐治																
				80																
				宝木																
				97																

(平成22年5月1日現在のデータ)

2. 中学校の規模別学校数(実学級数:特別支援学級を含まない)

学級数	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	11学級	12学級	13学級	14学級	15学級	16学級	17学級	18学級	19学級	20学級	21学級	18
学校数	3	2	0	2	1	1	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	2	0	1	
	江山	福部		国府	青谷	河原	気高	高草	西	東	北						南		桜ヶ丘	
	93	97		180	183	201	239	334	304	407	453						640		664	
	湖南学園	用瀬		鹿野						中ノ郷							湖東			
	52	104		122						360						639				
	佐治																			
	45																			

(平成22年5月1日現在のデータ)

5. 後期後半における「校区別の検討」に向けて

以上のような「基本的事項」の検討結果を踏まえて、第10期校区審は「校区別の検討」の優先度合いを、「レベル1～4の4区分とする」ことを提言する。

【標準規模から見た検討の優先度合】

優先度合	標準規模		小学校	中学校	
レベル1	A	検討を急ぐべき過小規模の学校	5学級以下	5校	5校
	B	検討を急ぐべき過大規模の学校	25学級以上	0校	0校
	C	レベル1-Aに準じて検討を急ぐべき過小規模化の恐れがある学校	6学級	11校	2校
	D	レベル1-Bに準じて検討を急ぐべき過大規模化の恐れのある学校	24学級	0校	0校
レベル2	A	検討を行うべき小規模の学校	7～11学級	10校	5校
	B	検討を行うべき大規模の学校	19～23学級	1校	3校
レベル3	A	レベル2-Aに準じて検討を行うべき小規模化の恐れがある学校	12学級	8校	2校
	B	レベル2-Bに準じて検討を行うべき大規模化の恐れのある学校	18学級	2校	0校
レベル4	A	推移に留意すべき学校	13～17学級	7校	1校

【通学に関する基準から見た優先度合】

優先度合	通学区域	摘要
レベル1	地理的条件において通学路線の危険性が高いと思われる学校	交通頻繁な道路、踏切 河川、歩道状況
レベル2	通学距離が著しく長い学校	小学校:おおむね4km 中学校:おおむね6km
レベル3	通学に時間を要する学校	1時間以内
レベル4	通学手段の検討が必要と思われる学校	公共交通の利用 スクールバス、徒歩

【適正配置から見た優先度合】

優先度合	適正配置	摘要
レベル1	要望のある地域	
レベル2	小規模校が近接する地域	
レベル3	施設改修計画により改修等が計画される学校	
レベル4	子どもたちと地域のつながりに影響を及ぼす恐れのある地域	

後期後半においては、優先度合いは異なるが、鳥取市立のすべての小中学校に対し、校区設定の基本的な指標を示し、その中で校区設定が必要とされる地域の検討を行い、本市に適した学校配置及び校区の設定について、鳥取市教育委員会へ答申する。

校区設定に当たっては、中間報告に示す「基本的事項」（標準規模、通学に関する基準、適正配置）に関する審議のまとめや、収録している「学級規模によるメリット・デメリット」「児童生徒数の推移」「通学の状況」「事故一覧」などの諸資料を、大いに活用し、各地域において保護者・教職員・地域住民が「校区のあり方」について意見交換されることが望まれる。その作業を通じて、各学校の関係者の連携と認識が一層深まり、学校・地域がエンパワーされると確信する。

「(過)小規模」であるから一律に統廃合を結論づけるというのではなく、各学校及びその校区である地域の歴史や特性に十分配慮しつつ、しかも10年先・20年先を展望した論議を期待したい。そして、「校区」等を何らかの形で変更するのか（例えば校区割の一部修正、小学校同士・中学校同士での統合、小中学校の連携・一貫制の導入など）、また「校区」等を現状のままとする場合であっても将来を見据えてどのような創意工夫を行うのか等、鳥取市教育委員会は、各小中学校関係者の意見等を参考にし、鳥取市教育ビジョンにある「めざす子ども像」の育成に向け、適正な学校配置及び校区の設定による教育環境の充実を図りたい。

6. 今後のスケジュール

これまで審議した内容を「適正配置の基本的な考え方」として中間報告（案）にまとめ、市民政策コメントを実施する。

今後は、中間報告の基本的な考え方をもとに、具体的な地域の学校配置及び校区の設定を検討し、平成25年度に答申を行う予定である。

《スケジュール》

